令和６年９月２７日

企画部財政経営課

現場代理人等の兼務に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務の基準

Ａ１　現場代理人，主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は，これを兼ねても工事の施工上支障はないので，これらの兼任が可能である。（公共工事標準請負契約約款第１０条第６項）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ケース１ | ケース２ | ケース３ | ケース４ |
|  | 現場代理人と技術者を兼務しない場合 | 現場代理人と技術者を兼務する場合 | | |
| 技術者の  配置要件 | 技術者を兼務しないため，  関係なし | 非専任 | 専 | 任 |
| 監理技術者  主任技術者（右記以外） | 工事に密接な関係があり，現場が25km程度以内である場合の主任技術者 |
| 他の工事  現場との  兼務 | ⇒両現場の  現場代理人を兼務可能 | ⇒両現場の  現場代理人を  兼務可能  （かつ技術者  も兼務可能） | ⇒両現場の現場代理人の兼務不可  （かつ技術者も兼務不可） | ⇒両現場の現場代理人を  兼任可能  （かつ主任技術者も兼務可能） |

Ｑ２　主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは

Ａ２　公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で，工事一件の請負代金が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上のものについては，工事の安全かつ適正な施工を確保するために，工事現場ごとに専任の技術者を置かなければならない。

なお，専任技術者の配置は下請工事であっても必要である。

（建設業法第２６条第３項，建設業法施行令第２７条）

Ｑ３　工事現場ごとに専任とは

Ａ３　専任とは，他の工事現場に係る職務を兼務せず，常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。（国土交通省H28.12.19　監理技術者制度運用マニュアル三）

Ｑ４　専任の主任技術者が別工事の主任技術者を兼務できる場合は

Ａ４　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で，かつ，工事現場の相互の間隔が１５ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合，専任の主任技術者が原則３件程度，兼務することができる。

（災害復旧工事を含む場合は，密接な関係があり，すべての工事箇所の間隔が２５ｋｍ程度の公共工事に限り５件以内の兼務ができる）（広島県「主任技術者等の兼務制限の緩和について」）

Ｑ５　営業所の専任技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

Ａ５　営業所の専任技術者は，原則，営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。

例外的に，技術者の専任性が求められない工事（工事一件の請負代金が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満のもの）であって，以下の全ての要件を満たす場合，兼務することができる。

①当該営業所で契約締結した建設工事

②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場

③当該営業所と常時連絡が取れる状態にあって，所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合

(国土交通省H28.12.19　監理技術者制度運用マニュアル二－二（５），国土交通省H15.4.21　営業所における専任の技術者の取扱いについて）

Ｑ６　営業所の専任技術者は，現場代理人になることができるか。

Ａ６　できない。

営業所の専任技術者は，営業所に常勤して，専らその職務に従事することを要する者である。現場代理人の設置については，建設業法で定められたものではなく，契約書において規定されるものであるが，通常，公共工事に係る契約においては，現場代理人は，工事現場に常駐するものと規定されているため，営業所の専任技術者が，現場に常駐することを要求される現場代理人になることはできない。

Ｑ７　現場代理人の兼務の要件は

Ａ７　①　兼務に係るそれぞれの工事の請負代金額が４，０００万円未満（建築一式工事にあっては８，０００万円未満）であること。

②　監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれること。

③　兼務する工事が３件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること。（請負代金額が５００万円以上４，０００万円未満（建設工事の場合は１，５００万円以上８，０００万円未満）の場合は５件以内）

④　兼務する全ての工事現場間を概ね１５分以内で移動が可能であること。

⑤　兼務する工事が町発注工事以外の公共工事である場合は，当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

⑥　監督員等の求めにより，速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

（公共工事標準請負契約約款第１０条第３項）

（海田町建設工事現場代理人兼務の取扱いに関する基準）

【兼務イメージ図】

工事現場Ａ

工事現場Ｂ

工事現場Ｃ

１５分以内

１５分以内

１５分以内

Ｑ８　工事現場間を概ね１５分以内で移動が可能とは，どのような場合ですか。

Ａ８　現場代理人が移動手段を問わず，交通ルールを遵守した上で，兼務する工事現場間を概ね１５分以内で移動可能な場合としている。

（広島県H24.5　現場代理人常駐義務緩和及び兼務に関するＱ＆Ａ）

用語

・現場代理人とは

建設業法で設置を義務付けるものではなく，契約に基づき設置されているもので，請負契約の的確な履行を確保するため，工事現場の取締りのほか，工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人

・主任技術者とは

請負金額の大小，元請・下請に関わらず，工事現場に施工上の管理をつかさどるもの

・監理技術者とは

元請業者にて，４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上を下請契約して施工する場合に，主任技術者に代えて置かれるもの

・営業所の専任技術者とは

請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討，注文者への技術的な説明，見積等）を行うもの